

日本離婚再婚家族と子ども研究学会 事務局所在地規程

(目的)

第1条 この規程は、日本離婚・再婚家族と子ども研究学会規約第2条に基づき、事務局の所在地を定めるものである。

(事務局の所在地)

第2条 本学会の事務局は、富山大学人文学部棟（930-8555 富山県富山市五福3190番地 富山大学人文学部棟 607号室（直原康光研究室））とする。

(規程の改廃)

第3条 この規程は、理事会の決議を経て、改廃することができる。

附則

(施行期日)

1 この規程は、2021年4月1日より施行する。

以上